

ショートステイ サージ利用料 【1割負担】

併設型小規模生活単位型短期入所生活介護施設(ショートステイ)

介護保険対象サービスの自己負担額

項目		基本料金	摘要
介護度	要介護 1	696円/日	短期入所用 1日当りの自己負担額
	要介護 2	764円/日	
	要介護 3	838円/日	
	要介護 4	908円/日	
	要介護 5	976円/日	
看護体制加算(Ⅳ)イ		23円/日	看護職員を配置している場合
療養食加算		8円/回	食事の内容が管理栄養士に管理され入所者の年齢・心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われている場合
緊急短期入所受入加算		90円/日	居宅サービス計画に位置付けられておらず、短期入所生活介護を緊急に行った場合 7日間を限度とする(やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とする)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22円/日	介護職員の総数のうち①介護福祉士80%以上②勤続10年以上の介護福祉士35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18円/日	介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6円/日	介護職員の総数のうち①介護福祉士50%以上②常勤75%以上③勤続7年以上30%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護職員の更なる資質向上の取組、雇用管理、労働環境の改善 所定単位数×83/1000	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		職員の定着率向上 所定単位数×27/1000	
送迎加算		184円	片道料金、送迎範囲は施設が定める通常の範囲

※上記の他、所要のサービスを提供した場合には、厚生労働省告示に基づき利用料をいただきます。

※連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、30日を超えてから1日30円を引かせて頂きます。

※サービス提供体制強化加算は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれかを算定させていただきます

※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算に関しましては、ご確認ください

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せさせていただきます。

その他の費用(ご利用の方のみいただきます。)

食費	1,730円/日	内訳 朝食 520円 昼食 600円 夕食 610円
* 食材費(特別な食事)	実費	特別のメニューの食事を選定した場合
滞在に要する費用	1,500円/日	水道・光熱費等含む [ユニット型個室]
教養娯楽費	200円/日	クラブ活動費として
送迎に要する費用	22円/km	通常の送迎実施区域以外の場合で当該区域からの分

* 理容代	実費	委託業者
-------	----	------

※その他、本人希望の消耗品については別途実費にていただきます。

※頭部に*のある項目については、消費税の対象となります。